

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 11
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(2)	(2) 非正規雇用労働者の待遇改善
細項目	③	③行政機関における同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等 <u>国家公務員の非常勤職員について、平成29年度から新たに都道府県労働局の非常勤職員に対する期末手当の支給を開始する。また、引き続き、国家公務員の非常勤職員に関する実態調査や民間における同一労働同一賃金の実現に向けた取組も踏まえながら、非常勤職員の処遇について検討を進める。</u> 地方公務員の非常勤職員については、「会計年度任用職員」制度を整備し、任用・サービスの適正化と期末手当を支給可能とすることを一体的に進めるための改正法が成立し、平成32年度施行となっている。このため、今後、新たな制度の定着状況、民間における動向や、国家公務員に係る制度・運用の状況等を踏まえ、また、厳しい地方財政の状況にも留意しつつ、各地方公共団体における適正な任用・勤務条件の確保を推進する。
該当施策名 (事業名)	国家公務員の非常勤職員の処遇改善に向けた取組	
該当施策の背景・目的	・ 非常勤職員の給与については、常勤職員の給与とのバランスを考慮して給与を支給する旨を定めた給与法や人事院の指針に基づき、各府省において支給されている。 ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に対する参議院内閣委員会附帯決議において、「臨時・非常勤職員について・・・その実態を把握すること」とされたことを踏まえ、平成28年に「国家公務員の非常勤職員に関する実態調査」を実施し、非常勤職員の給与の支給状況等について把握。 ・ 当該調査の結果や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日)の中で示された民間部門の「同一労働同一賃金ガイドライン案」における「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消」という考え方なども踏まえて、非常勤職員の処遇改善を進めていくこととしている。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算 30年度要求予算額: — 千円 29年度予算額: — 千円 28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
		機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	実態調査の結果や民間部門の「同一労働同一賃金ガイドライン案」なども踏まえ、平成29年5月に、非常勤職員の給与に関し、①職務遂行上必要となる職務経験等を考慮して基本給を決定すること、②パートタイム職員も含め、非常勤職員全員に対し、期末手当を支給することを目指すこと等について、全府省で申し合わせたところであり、引き続き必要な取組を進めていく。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	3—4	非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	内閣官房		
	内閣人事局		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 12
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(2)	(2) 非正規雇用労働者の待遇改善
細項目	③	③行政機関における同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等 国家公務員の非常勤職員について、平成29年度から新たに都道府県労働局の非常勤職員に対する期末手当の支給を開始する。また、引き続き、<u>国家公務員の非常勤職員に関する実態調査や民間における同一労働同一賃金の実現に向けた取組も踏まえながら、非常勤職員の処遇について検討を進める。</u> ③ 地方公務員の非常勤職員については、「会計年度任用職員」制度を整備し、任用・サービスの適正化と期末手当を支給可能とすることを一体的に進めるための改正法が成立し、平成32年度施行となっている。このため、今後、新たな制度の定着状況、民間における動向や、国家公務員に係る制度・運用の状況等を踏まえ、また、厳しい地方財政の状況にも留意しつつ、各地方公共団体における適正な任用・勤務条件の確保を推進する。
該当施策名 (事業名)	国家公務員の非常勤職員の処遇改善	
該当施策の背景・目的	平成28年12月に働き方改革実現会議で示された「同一労働同一賃金ガイドライン案」をはじめとする同一労働同一賃金の実現に向けた議論の動向がある。	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	非常勤職員の休暇については、平成29年8月の人事院勧告時に、今後、民間における同一労働同一賃金の実現に向けた議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討を行う旨報告を行った。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-4	非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	人事院		
	職員福祉局 職員福祉課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 13
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(2)	(2) 非正規雇用労働者の待遇改善
細項目	③	③行政機関における同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等 国家公務員の非常勤職員について、平成29年度から新たに都道府県労働局の非常勤職員に対する期末手当の支給を開始する。また、引き続き、国家公務員の非常勤職員に関する実態調査や民間における同一労働同一賃金の実現に向けた取組も踏まえながら、非常勤職員の処遇について検討を進める。 <u>地方公務員の非常勤職員については、「会計年度任用職員」制度を整備し、任用・サービスの適正化と期末手当を支給可能とすることを一体的に進めるための改正法が成立し、平成32年度施行となっている。このため、今後、新たな制度の定着状況、民間における動向や、国家公務員に係る制度・運用の状況等を踏まえ、また、厳しい地方財政の状況にも留意しつつ、各地方公共団体における適正な任用・勤務条件の確保を推進する。</u>
該当施策名 (事業名)	会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けた支援事業	
該当施策の背景・目的	地方公共団体において多様化する行政ニーズに対応するためには、任期の定めがあり、パートタイムや隔日勤務といった多様な働き方を可能とする臨時・非常勤職員の活用が不可欠となっている。 一方、地方公共団体によっては、一般職の非常勤職員の採用方法等が法制的に明確でないといった理由などから、制度の趣旨に沿わない任用が行われ、守秘義務など公共の利益の保持に必要な諸制約が課されないなどの問題があるほか、常勤職員に近い勤務形態の臨時・非常勤職員に対する処遇上の課題もある。 このため、これらの課題に対応し、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図る必要がある。 (参考) 臨時・非常勤職員数(平成28年4月1日現在) 約64万人(うち女性の割合 約75%)	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 23,216 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保 ・ <u>制度改正</u> 地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するとともに、一般職の「会計年度任用職員」制度を創設。この新たな制度に移行することにより、任用・サービスの適正化を図るとともに、これまで支給が認められていなかった「期末手当」を会計年度任用職員に対し支給可能とする地方公務員法等の改正法を平成29年5月に公布。 ・ <u>円滑な制度導入に向けた支援</u> 法施行(平成32年4月1日)までに、統一的な「会計年度任用職員」制度を、原則全ての地方公共団体で整備。このため、各地方公共団体において円滑な制度導入ができるよう、総務省としては、事務処理マニュアルの提供、都道府県ごとの説明会開催、制度導入に関する準備状況の把握とそれに対する助言等により支援。また、この制度に基づき、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けて必要な取組を推進。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	2-3	行政分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	-	
担当府省・担当課	総務省		
	自治行政局公務員部公務員課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

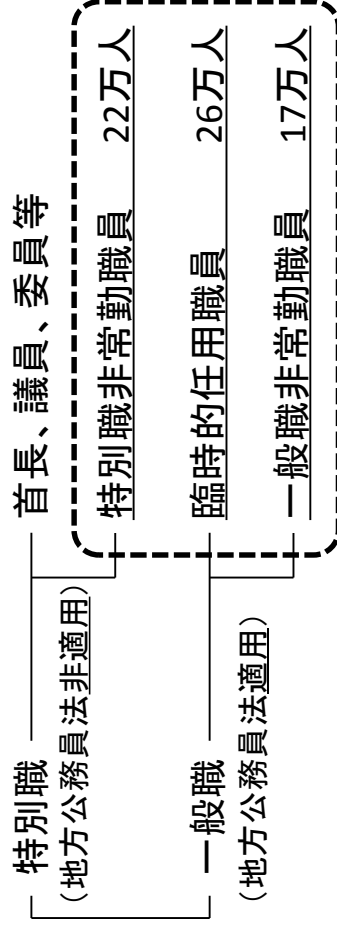
※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状と課題

(「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書のポイント)

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状



◆ 厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数は増加。

H17 45.6万人 → H20 49.8万人 → H24 59.9万人
→ H28 64.3万人(うち 女性:48.2万人(74.9%))

(事務補助 約10万人、教員・講師 約9万人、保育士 約6万人、給食調理員 約4万人、図書館職員 約1.7万人 など、幅広い分野で活用)

◆ これまでも平成26年総務省通知等により助言を行ってきたが、地方公共団体によっては制度の趣旨に沿わない任用が行われており(課題1・2)、また、処遇上の課題(課題3)もある。

<任用上の課題>

【課題1】

通常の事務職員も「特別職」で任用

「特別職」・・・本来、専門性が高い者等

※ 特別職には、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない(地方公務員法非適用)

【課題2】

採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

※ 一般職非常勤職員として任用すること自体に疑問を持つ自治体もあり

<処遇上の課題>

【課題3】

労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない

※ 国家公務員の非常勤職員は支給可能

※ 民間では「同一労働同一賃金」に向けた検討が行われている

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する制度改革について(改正法と今後の取組方針)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日公布）

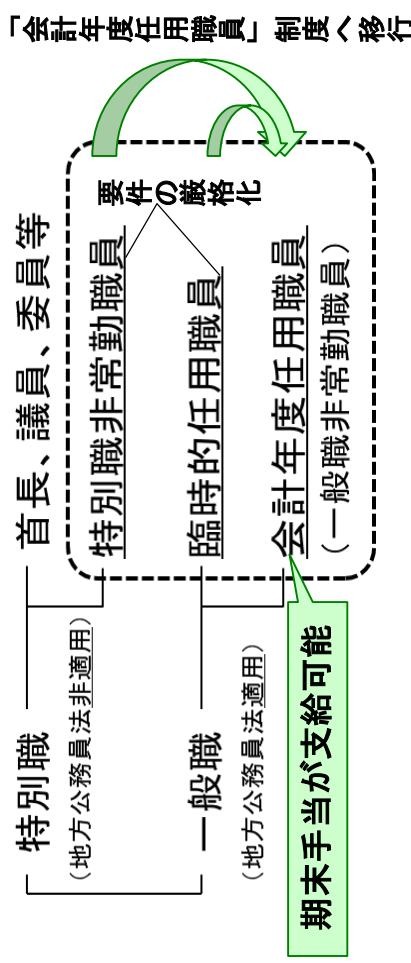
◆地方公務員法の一部改正

- ①「特別職」の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化
- ②「臨時的任用」の対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合（フルタイム）」に厳格化
- ③一般職として「会計年度任用職員」制度を創設

◆地方自治法の一部改正

会計年度任用職員について、これまで支給が認められていなかった「**期末手当**」の支給を可能に

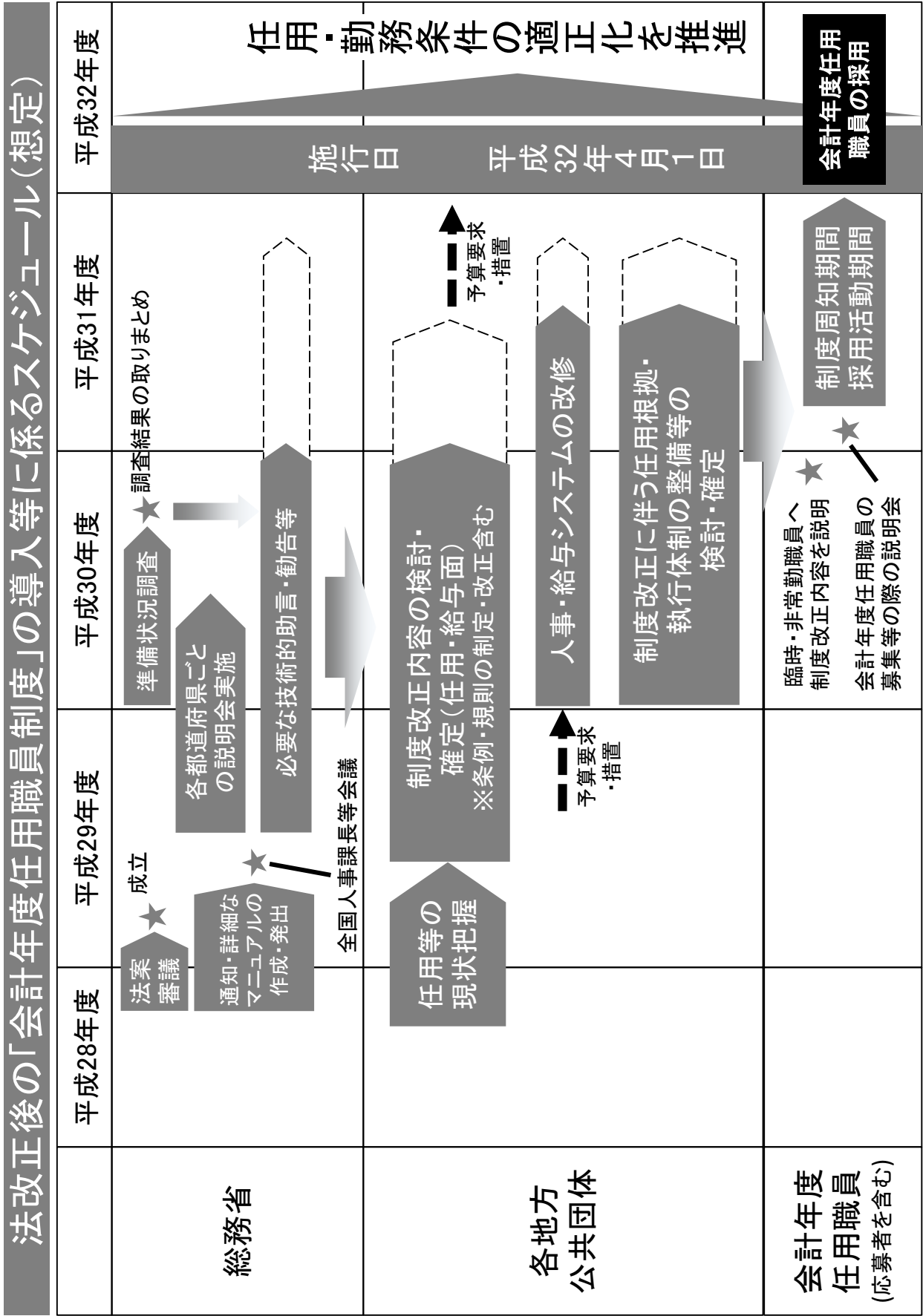
施行日 平成32年4月1日



今後の取組方針

- 平成32年度の施行に向け、統一的な「会計年度任用職員」制度を、原則全ての団体で整備
- 総務省としては、**任用・勤務条件(給付、休暇、休業)、研修、福利厚生**などについて、**詳細なマニュアル提供**等により支援

総務省としては、「会計年度任用職員」制度を重要な基盤として、**今後も必要な取組を推進**※ その際、民間の動向、国家公務員に係る制度・運用の状況、厳しい地方財政の状況等に留意



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 14
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 テレワークを実施する際の労働関係法令の適用等の在り方を示すためのガイドラインを新たに策定し、周知を行うことにより適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るとともに、サテライトオフィスを活用したモデル事業の実施や<u>テレワーク導入経費の助成等を行う。</u> (後略)
該当施策名 (事業名)	時間外労働等改善助成金(テレワークコース) (職場意識改善助成金より改称)	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 中小企業においてはテレワークの導入は低調であることから、テレワークの導入に資金面で苦慮する中小企業についても本事業により支援を行うことで、良質なテレワークを普及させることを目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 113,400 千円
		29年度予算額: 72,000 千円
		28年度歳出予算現額※1: 145,800 千円
		28年度決算額: 48,004 千円
		使用割合: 32.9 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	テレワークを新規で導入する中小企業事業主や、テレワークの更なる活用を図る事業主に対して、機器の購入等導入経費の一部を助成する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	184		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	9		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	1-1	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所			通し番号 15
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進	
小項目	(3)	(3)テレワークの推進	
細項目	—	(3)テレワークの推進 テレワークを実施する際の労働関係法令の適用等の在り方を示すためのガイドラインを新たに策定し、周知を行うことにより適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るとともに、サテライトオフィスを活用したモデル事業の実施やテレワーク導入経費の助成等を行う。 (後略)	
該当施策名 (事業名)		テレワーク等の普及促進事業	
該当施策の背景・目的		テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークによる働き方の中でも、住居地に近いサテライトオフィスでの働き方は、通勤時間が削減され、労働に係る総拘束時間が減少するため、育児と仕事との両立が図られる、在宅テレワークと比べ労働者にとって勤務のオン・オフにメリハリを付けることができる働き方となり、会社側にとっても労務管理を的確に行うことができるといったメリットがあることからこの普及を図る。	
該当施策の政策手段の分類		—	法令・制度改正
		—	税制改正要望
		○	予算
			30年度要求予算額：289,680 千円
			29年度予算額：351,122 千円
			28年度歳出予算現額※1 - 千円
			28年度決算額： - 千円
			使用割合： - %
		—	機構定員要求
		—	その他(具体的に)
			—
該当施策概要		モデル事業として首都圏等にサテライトオフィスを設置するとともに、その利用・運営状況を実証するため、専門家による検討委員会によりサテライトオフィスの有効な活用方法の在り方を示す。平成31年度まで実施。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	9		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	1-1	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 16
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) <u>テレワークを実施する際の労働関係法令の適用等の在り方を示すためのガイドラインを新たに策定し、周知を行うことにより適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るとともに、サテライトオフィスを活用したモデル事業の実施やテレワーク導入経費の助成等を行う。</u> (後略)
該当施策名 (事業名)	「多様で安心できる働き方」の導入促進事業	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークによる働き方が、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在したものとなりやすいことなど労務管理上の課題を理由に事業主がテレワークの導入をためらうことが多い。 また、育児・介護等の理由によって、職場での就労が困難となるおそれがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにも拘わらず、個人に対する情報提供、実感を持てる機会の提供等が十分でない。 こうした課題に応え、テレワークの更なる普及を図る必要がある。	
該当施策の政策手段の分類		法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 19,062 千円
		29年度予算額: 22,457 千円
		28年度歳出予算現額※1 20,209 千円
		28年度決算額: 19,536 千円
		使用割合: 96.7 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	・適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させるために策定したテレワークのガイドラインを広く周知する。 ・労働者向けのイベントを開催し、働く方に直接テレワークのメリットを訴える。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	184		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	8		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	1-1	
担当府省・担当課	厚生労働省 雇用環境・均等局		
	在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 17
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 テレワークを実施する際の労働関係法令の適用等の在り方を示すためのガイドラインを新たに策定し、周知を行うことにより適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るとともに、サテライトオフィスを活用したモデル事業の実施やテレワーク導入経費の助成等を行う。 また、テレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報やセキュリティガイドラインの更新、専門家派遣などを行うとともに、「ふるさとテレワーク」を導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助等を行う。 さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の日程に合わせて「テレワーク・デイ」を定め、平成32年までの毎年、「テレワーク・デイ」に企業等が一斉にテレワークを実施すること等呼びかけ、国民運動を展開する。 加えて、国と地方公共団体とが連携して、企業等に対し、テレワーク導入に係る情報提供、相談・助言等をワンストップで実施する総合的・一体的なテレワーク推進に向けた支援窓口として、「テレワーク推進センター（仮称）」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。 国家公務員について、平成32年度までに、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行うとともに、リモートアクセス機能の全府省での導入を行う。また、地方公務員について、テレワークの活用により多様なワークスタイルを実践している地方公共団体の取組事例等の収集・提供を行い、各団体の取組を支援する
該当施策名 (事業名)	ふるさとテレワーク推進事業	
該当施策の背景・目的	地方でも都市部と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進し、併せて多様なテレワークの普及展開を図ることにより、人や仕事の地方への流れを促進し、地方創生に資するとともに、働き方改革を実現する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 700,000 千円
		29年度予算額: 629,848 千円
		28年度歳出予算現額※1: 720,965 千円
		28年度決算額: 532,169 千円
		使用割合: 73.8 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	ふるさとテレワークの全国への拡大・定着を図るため、引き続き、ふるさとテレワークを導入する地方自治体等に対して、導入経費の補助等を通じてふるさとテレワークの更なる普及促進を行う。 また、一億総活躍社会の実現に向けて、ICTを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報のほか、セキュリティガイドラインを更新するなど、企業等におけるテレワークの導入支援を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の日程に合わせて「テレワーク・デイ」の国民運動を行う。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	182		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	6		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	総務省		
	情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

H29予算 6.3億円 (H28当初 7.2億円)

地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進するため、引き続き、ふるさとテレワークを導入する地方自治体等に対する補助事業等を実施。

イメージ推進事業とテレワーク

左側（ビジネス推進）:

- 地元消費 子育て、介護 社会参加
- 企業・人材移転

右側（テレワーク）:

- サテライトオフィス テレワークセンター等
- 観光、食 地元起業
- 企業・人材移転
- 都市部の企業（人、仕事）

中央ボックス:

- Qふるさとテレワークの推進 地方（ふるさと）で暮らしながらICTを活用し 都市部と同じもの仕事を実施
- Qテレワークの普及促進 セミナー開催、テレワーク・デイ、表彰等の実施

地元ワーカー

例③クラウドソーシング等を利用し、個人事業主として、又は
起業により、都市部の仕事をテレワークで行う
例④都市部の企業等が、テレワークで働く人材を、新規に地方
で採用する

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 18
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) また、テレワークの普及を推進するため、<u>セミナー開催</u>やイベントへの出展、<u>先進事例の収集・広報</u>やセキュリティガイドラインの更新、専門家派遣などを行うとともに、「ふるさとテレワーク」を導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助等を行う。 (後略)
該当施策名 (事業名)	テレワークの普及促進に向けた気運の醸成	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークをこれから導入しようとする企業等に対しては、そのメリットや好事例を様々な形で発信していくことが有益であるとともに、普及に当たってはテレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 54,716 千円
		29年度予算額: 49,742 千円
		28年度歳出予算現額※1: 25,302 千円
		28年度決算額: 19,405 千円
		使用割合: 76.7 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	・労務管理上の留意点・VDT作業における留意点等について周知するためのセミナーを開催する。 ・テレワークを導入する先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて広く周知する。 ・企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言(以下「テレワーク宣言」という。)し、テレワークを導入する取組を実施。取組内容を周知し、導入促進の波及効果をもたらす。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	184		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	11		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	1-1	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 19
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) また、テレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報やセキュリティガイドラインの更新、専門家派遣などを行うとともに、「ふるさとテレワーク」を導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助等を行う。 (後略)
該当施策名 (事業名)	テレワーク相談センターの設置	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークという働き方は、長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。 テレワークの導入に当たっては、労務管理やセキュリティ対策を始め、課題も多いため、テレワークを導入する企業にノウハウを提供することが有効であり、これによってテレワークの支援対策をより一層推進することを目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 32,953 千円
		29年度予算額: 55,775 千円
		28年度歳出予算現額※1: 40,756 千円
		28年度決算額: 30,229 千円
		使用割合: 74.2 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	・ テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に応える相談センターを設置する。 ・ テレワークの導入を検討する企業に対し、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	182		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	12		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 －大 項目	3－1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 －大 項目	1－1	
担当府省・担当課	厚生労働省 雇用環境・均等局		
	在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 20
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の日程に合わせて「テレワーク・デイ」を定め、平成32年までの毎年、「テレワーク・デイ」に企業等が一斉にテレワークを実施すること等と呼びかけ、国民運動を展開する。 加えて、国と地方公共団体とが連携して、企業等に対し、テレワーク導入に係る情報提供、相談・助言等をワンストップで実施する総合的・一体的なテレワーク推進に向けた支援窓口として、「テレワーク推進センター(仮称)」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。 国家公務員について、平成32年度までに、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行うとともに、リモートアクセス機能の全府省での導入を行う。また、地方公務員について、テレワークの活用により多様なワークスタイルを実践している地方公共団体の取組事例等の収集・提供を行い、各団体の取組を支援する。
該当施策名 (事業名)	国家公務員に対するテレワーク、リモートアクセスの推進	
該当施策の背景・目的	「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき策定した「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(27年1月21日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)や、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組方針」(26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)、「働き方改革実行計画」(29年3月28日働き方改革実現会議決定)により、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざし、国家公務員のテレワーク導入に向けた具体的な取組を推進する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算 30年度要求予算額: — 千円 29年度予算額: — 千円 28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
	—	—
	—	—

該当施策概要	・平成29年4月に閣僚懇談会にて国家公務員制度担当大臣から以下内容について各省大臣に対しテレワーク・リモートアクセスの推進を要請。 * 国家公務員のテレワークに関しては、「働き方改革実行計画」において2020年度までに計画的な環境整備に取り組むこととされており、この機に積極的な取組をすること * 既に環境整備の進んでいる各省においては、「テレワーク・デイ」の積極的な参加をすること ・同年同月、次官連絡会議において、内閣官房副長官からも全次官に対し、以下内容について指示。 * テレワーク・デイへの国家公務員の率先した参加で、テレワークの普及拡大につなげ公務部門の働き方改革を一層加速すること ・テレワーク・デイにおけるテレワークの実施状況について、今後、調査し取りまとめの上、公表予定。		
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	2		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	31、32		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	2－3	行政分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	内閣官房		
	内閣人事局調査係・情報通信技術(I T)総合戦略室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性職員の活躍・ワークライフバランス推進のための3つの改革と9つの取組

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日策定。平成28年1月28日一部改正）

女性職員の活躍は、「女性が輝く社会」、「男女共同参画社会」を実現し、人材の多様性を活かして政策の質や行政サービスの向上させるという総合的な視点から推進する。

このため、男女全ての職員の「働き方改革」によるワークライフバランス（WLB）の実現が不可欠。各府省の大臣、事務次官等のリーダーシップの下、以下の「3つの改革と9つの取組」を強力に進める。

働き方改革

○意識の改革

- ・大臣、事務次官等から明確なメッセージを継続的に発出。
- ・WLB推進強化月間（7・8月）を設定。
- ・WLB実現の取組を人事評価に反映。

○職場における仕事改革

- ・職場レベルで超過勤務や業務処理状況の現状把握を行った上で改革を進め、WLBの取組が優良な職場を表彰。
- ・法令、国会及び予算等業務の効率化と各省協議ルールの厳格化を徹底。

○働く時間と場所の柔軟化

- ・テレワークを本格的に活用。
- ・フレックスタイム制の拡充。

育児・介護等と両立して活躍できるための改革

○男性の家庭生活への関わりを促進

- ・管理職員等の意識の啓発と両立支援制度の利用希望の把握。
- ・育児休業取得目標（13%）に加え、配偶者出産休暇・育児参加休暇の対象となる男性職員の全員取得を目指す。

○子育てしながら活躍できる職場へ

- ・育児取得が昇任・昇格に影響しないようにする。
- ・育休中職員向けセミナーを新設。
- ・育休中職員に対し管理職員等から定期的に連絡を取る。
- ・産休・育休等の代替職員を配置しやすい環境を整備。

○保育の確保

- ・庁内保育施設の情報进行各府省職員に提供。
- ・転勤先の保育所の確保のために、早期内示を行う等の配慮。

女性の活躍推進のための改革

○女性の採用の拡大

- ・国家公務員採用試験に関し、女性の合格者の増加に向けた広報活動の強化の見直し。
- ・女性の中途採用と中途退職した女性の採用の推進。

○女性の登用目標達成に向けた計画的育成

- ・府省ごとに女性の登用目標を立て、達成に向けて計画的に育成。
- ・従来の慣行にとられず、女性が活躍する職域を拡大。
- ・出産・育児等を考慮して重要なポストの経験時期を前後させるなど、人事管理を柔軟化するとともに、転勤の可否等が登用の支障とならないよう配慮。
- ・従来の意識や慣行から脱却するよう管理職員の意識を改革。

○女性のキャリア形成支援、意欲の向上

- ・若手女性職員のキャリア形成支援研修を実施
- ・中堅女性職員の支援による意欲、スキル等の向上。
- ・ロールモデルとなる人材の育成・メンター制度の導入や人的ネットワークの形成を促進。